

性売買・性的搾取の禁止と脱性売買支援に関する意見書（案）

本年11月、都内の違法マッサージ店でタイ国籍の12歳の少女が約1か月間で約70人の客に性的行為を強制され、経営者が逮捕された。この事件を一つのきっかけにして、日本社会における人身取引と性売買について社会的注目が集まっている。

同時に、こうした性売買は日本社会で日常的に起きており、性売買経験当事者からは、「女性が金銭によって商品として取引きされ、性行為を拒否や抵抗できない。」、「性を売る女性を罰するのでは、買う人がいる限り、性売買をなくすことはできない。」との声が上がっている。女性が売る立場に置かれるのは、他に生計を立てる手段がない状況に追い詰められているなどの背景があるからである。

世界では、性売買・性的搾取を女性に対する人権侵害と捉え、買春者処罰法や性売買防止法制定などの取組が広がっている。国会においても、性を買われる側を処罰の対象とし、買う側を処罰の対象外としている売春防止法の改正が議論になっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 性風俗事業者と買春者を処罰の対象とし、売る側を処罰の対象外とする売春防止法の抜本的な改正を行うこと。
- 2 性売買・性的搾取を女性に対する人権侵害と捉え、脱性売買支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

令和 7 年 1 月 2 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

宛て